平成２３年（フ）第１３２号
香川県高松市屋島西町2479―21　コンドミニアム屋島302号室、住民票上の住所香川県さぬき市小田1993番地
債務者　森下　鈴枝
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１３５号
神戸市垂水区南多聞台６丁目４番106号
債務者　本秀　巍
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３６号
神戸市垂水区南多聞台６丁目４番106号
債務者　本秀　良子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８４号
兵庫県西宮市名塩東久保９番15号
債務者　荒木　士
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４４号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目５番７号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６４号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目５番２号
債務者　蓮子美津子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１５号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地１
債務者　田代さき子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５６号
福島県相馬市北飯渕１丁目８番地の６
債務者　高橋はるみ
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第４６７号
大津市衣川１丁目24番３号、前住所大津市南郷３丁目12番３号
債務者　上條　七郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７３号
滋賀県守山市守山１丁目５番10―106号　マツヤ方
債務者　東　昌彦
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２０号
滋賀県高島市今津町舟橋２丁目５番地22
債務者　井上　昇
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２１号
滋賀県高島市今津町舟橋２丁目５番地22
債務者　井上　靖子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５０号
大津市富士見台57番51―１号　フローラ富士見、前住所滋賀県野洲市行畑343番地45リアン・メルヴェイユ205号
債務者　天崎　隆太
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９号
広島県三原市中之町６丁目19番23号
債務者　桑原　笑子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
愛媛県宇和島市柿原甲1344番地
債務者　村田真登香
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１０４号
福岡県大川市大字下林370番地
債務者　酒見　英樹
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
福岡県みやま市瀬高町小田1809番地２
債務者　平嶋　治義
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９８９号
北九州市八幡西区下上津役３丁目５番11―203号
債務者　山本　泰寛
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部